

# 日本車椅子バスケットボール連盟

## 定 款

〒112-0014 東京都文京区関口 1-16-1 東海文京マンション 701  
Tel. Fax. 03-3267-5002 Fax. 03-3267-5019

# 日本車椅子バスケットボール連盟定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この団体は、日本車椅子バスケットボール連盟（以下、当連盟）と称し、英文では Japan Wheelchair Basketball Federation（略称J W B F）と表示する。

(事務所)

第2条 当連盟は、事務所を東京都文京区1-16-1 東海文京マンション701に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当連盟は、日本の車椅子バスケットボール競技を統轄し代表する団体として車椅子バスケットボール競技の普及及び振興を図り、もって身体障害者の健全な心身の養成と社会参加及び障害に対する社会の理解を促進しバリアフリー社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本車椅子バスケットボール選手権大会の開催及びその他の車椅子バスケットボール大会の開催及び開催の奨励
- (2) 車椅子バスケットボールに関する国際大会の開催及び開催の奨励、並びに日本を代表するチームの役員及び選手の選定、その派遣及び参加の奨励
- (3) 車椅子バスケットボール競技に関する諸規則の制定・改廃
- (4) 審判員及びクラシファイヤーの養成及び認定
- (5) 車椅子バスケットボールに関する講習会の開催・指導者の育成等
- (6) 財団法人日本障害者スポーツ協会日本パラリンピック委員会に加盟し、その目的に即した事業の実施
- (7) 国際車椅子バスケットボール連盟（IWBF）に日本の車椅子バスケットボール界を代表して加盟し、その目的に即した事業の実施
- (8) 車椅子バスケットボールに関する機関誌及びその他の出版物の発行
- (9) その他、当連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 当連盟には、次に掲げる会員を置き、当連盟が別に定める登録等に関する規程（以下、登録規程）により登録又は申込を行うことで、当連盟の会員となし、登録選手をもって正会員とする。

- (1) 登録選手 車椅子バスケットボールを愛好する身体障害者で、登録規程に定めるブロックに属し当連盟にチーム登録届を提出しているチームに加わり、当連盟に登録をした者
  - (2) 賛助会員 当連盟の目的に賛同し、支援する個人及び団体で、別に定める賛助会員規程により申込をしたもの
  - (3) 登録スタッフ 当連盟登録チームのチーム登録届に記載のある選手以外のスタッフ
- 2 前項会員は、評議員会において別に定める会費を毎年当連盟に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退部届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は当該団体が解散したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、登録規程の定めるところにより退部届を当連盟に提出することで任意に退会できる。

(除名)

第8条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、三役会の議決を経て、これを除名することが出来る。ただし、この場合その議決の次に開催される評議員会で承認を得なければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 当連盟の名誉を著しく傷つけ、又は当連盟の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該三役会の日から一週間前までにその会員に対しその旨を通知し、かつ、当該三役会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の決議をするには、三役会の4分の3以上の賛成がなければならない。また、評議員会の承認は、評議員会の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 4 除名は、除名した会員にその旨を文書により通知しなければ、前項の議決をもって当該会員に對抗することはできない。

(会費等の不返還)

第9条 当連盟は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 組 織

(組織)

第10条 当連盟の組織は次のとおりとする。

- (1) 国内を登録規程に定める10のブロックに分け、各ブロック内の登録チームをもって当該ブロックの車椅子バスケットボール連盟（以下「ブロック」という）を組織する。各ブロックの規約等は、本定款の目的及び事業に整合性のあるものとする。
- (2) 当連盟には、次の専門部を置く。各専門部の規約は別に定める。
  - 事業部
  - 競技・規則審判部
  - クラス分け部
  - 強化指導部
  - 普及部
- (3) 当連盟の業務遂行上必要あるときは、評議員会の議決を得て委員会を置くことができる。委員会の組織及び運営に関する規程は、三役会で別に定める。
- (4) 当連盟には、事務を処理するため事務局を置く。事務局規程は別に定める。

## 第5章 役員、評議員及び運営委員

(役員、評議員及び運営委員)

第11条 当連盟には、次の役員、評議員及び運営委員を置く。

- (1) 会長 1名
- 副会長 3名

- 事務局長 1名
  - 会計監事 2名
  - (2) 評議員 10名
  - (3) 運営委員 10名～20名
- 2 会長、副会長、事務局長をもって三役と称し、三役は三役会を構成し、この三役会をもって当連盟執行機関とする。

(会長、副会長及び事務局長)

第12条 会長、副会長及び事務局長は、評議員会で次の各号に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 登録選手及び登録スタッフ
  - (2) ブロックが推薦する者
  - (3) 長年に渡り登録選手及び登録スタッフであった者で会長が推薦する者
- 2 会長は、当連盟を代表し、会務を統轄する。また、会長は各専門部及び委員会の会議に職務上出席する権限を有する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。また、会長の任命により各部のうち1つ又は2つの部を担当し、各部の業務の遂行を監督する。
- 4 事務局長は、庶務、会計、業務及び事務を掌握し、三役会の議決に基づき業務を掌理する。
- 5 評議員が会長、副会長又は事務局長に選任された場合は、当該ブロックは新たに評議員を選出するものとする。

(会計監事)

第13条 会計監事は、評議員会で、選任する。

- 2 会計監事は、当連盟の財務会計を監査する。

(役員任期)

第14条 当連盟の役員任期は、役員改選を行った評議員会直後から翌々年の役員改選を行う評議員会終了時までの約2年とし、再選を妨げない。

- 2 役員が欠けた時は、原則としてその補充をする。補充された役員任期は前任者の残りの期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第15条 役員は、次の各号の一に該当する時は評議員会の定足数の3分の2以上の議決により解任することができる。ただし、評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員への報酬)

第16条 役員は、無報酬とする。

(評議員)

第17条 当連盟には、各ブロックから1名の評議員を置く。

- 2 評議員は、各ブロックの代表であり当連盟の最高議決機関である評議員会を構成する。
- 3 評議員の任期及び解任については、各ブロックの規程による。

(運営委員)

第18条 当連盟には、評議員会の決定に基づき三役の指示の下に当連盟業務を担当する運営委員を置く。

- 2 運営委員は、各部及び第10条(3)で置いた各委員会からの推薦、及び会員の中から三役の推薦により、会長が委嘱する。

- 3 運営委員は、三役会の要請により、その業務を補佐・担当するため定例的に集まり、当連盟の各種事業の推進及び調整に努める。
- 4 運営委員の任期は、委嘱した会長の任期に準ずる。
- 5 運営委員は、辞任することができる。ただし、その場合は、業務上の引継を完了し、かつ辞任後といえども、その責任にかかわる執行業務については責任を持たなければならない。
- 6 運営委員が運営委員会を連続して3回欠席した場合は、当該運営委員が継続して業務を責任を持って担当できるかについて、会長が直接意思確認をする。
- 7 運営委員は、心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき、職務上の義務違反その他運営委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき、会長が解任する。
- 8 運営委員は、無報酬とする。

## 第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

- 第19条 当連盟に、名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。
- 2 名誉会長は、評議員会の推薦により会長が委嘱する。
  - 3 名誉会長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
  - 4 顧問は、当連盟に功労のあった者のうちから、評議員会の推薦により会長が委嘱する。
  - 5 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
  - 6 名誉会長及び顧問の任期は、設けない。

## 第7章 会 議

(会議)

- 第20条 会議は、評議員会、三役会、運営委員会及び各部連絡会とする。

(評議員会の機能)

- 第21条 当連盟の最高議決機関である評議員会は、以下の事項について議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 役員を選任等
  - (4) 前各号以外で本定款に定めのある事項
  - (5) その他当連盟の業務に関する重要事項

(評議員会の招集等)

- 第22条 評議員会は、各ブロック代表の評議員で構成され、年2回、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は、評議員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求があった日から14日以内に臨時評議員会を開催しなければならない。
- 2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び付議する事項を、あらかじめ各評議員に通知しなければならない。
  - 3 評議員会の議長は、会長又は会長が任命した者とする。

(評議員会の定足数等)

- 第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席により成立する。評議員は委任状により当該ブロック内から代理人を出席させることができる。
- 2 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

- 3 当連盟の役員及び各専門部の部長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会長は、付議される議題に精通した者を評議員会に招聘し意見を述べさせることができる。

#### (三役会)

第24条 三役会は、当連盟の執行機関であり、会長、副会長、事務局長の5名で構成され、会長がこれを招集する。

- 2 三役会は、業務の執行に当たり次に掲げる事項について議決することができる。
  - (1) 評議員会で承認された事業及び予算の執行に関すること
  - (2) 評議員会に付議すべき事項
  - (3) 評議員会にかけて決議しなければならない事柄につき、評議員会が開催できず緊急を要する事項。ただし、この場合その議決の次に開催される評議員会で承認を得なければならない。
  - (4) 本定款に定めのある規程等に関すること
  - (5) 会長が特に必要と認めた事項
  - (6) その他の評議員会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

#### (運営委員会)

第25条 運営委員会は、運営委員で構成され、三役会の業務を補佐し当連盟の事業を遂行するため、三役会に併せて会長がこれを招集する。

#### (各部連絡会)

第26条 各部連絡会は、三役及び各部等の代表者で構成され、当連盟が推進する各部担当の各事業の調整を目的に、会長がこれを招集する。

#### (議事録)

- 第27条 各会議には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 出席者及び欠席者の氏名（委任状提出者にはその旨を表記する）
  - (3) 審議事項及び決議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (6) その他重要な事柄
- 2 議事録は、議長及び出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

## 第8章 財産及び会計

#### (財産)

- 第28条 当連盟の財産は、次のとおりとする。
- (1) 財産目録記載の財産
  - (2) 会費及び賛助会費
  - (3) 補助金、助成金、委託金及び寄付金
  - (4) 財産から生ずる果実
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入

#### (財産の種別)

- 第29条 当連盟の財産は、次の2種とする。
- (1) 基本財産 財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産で構成する。

- (2) 運用財産 基本財産以外の財産とする。ただし、寄付金であつて、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(財産の管理)

第30条 当連盟の財産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、評議員会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が管理する。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、当連盟の事業遂行上やむを得ない事情があるときは、評議員会定足数の3分の2以上の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費)

第32条 当連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。  
2 当連盟の経理規程は別に定める。

(収支予算)

第33条 当連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、評議員会の承認をうけなければならない。収支予算を変更した場合も同様である。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は評議員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。  
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第35条 当連盟の決算は、会計年度終了後3ヶ月以内に会長が作成し、財産目録及び事業報告並びに会員の登録状況書とともに会計監事の意見書をつけ、評議員会に報告しなければならない。当連盟の決算に差額が生じたときは、評議員会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。  
2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第36条 当連盟が借入れをしようとするときには、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会定足数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第37条 第31条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、当連盟が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第38条 当連盟の事業年度は、毎年1月1日より同年の12月31日までとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第40条 当連盟は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 評議員会の決議

(2) 会員の欠乏

(3) 破産

2 前項第1号の事由により解散するときは、評議員会の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 当連盟の解散に伴う残余財産は、評議員会の4分の3以上の議決を経て、当連盟の目的に類似の目的を有する公益法人等に寄附するものとする。

## 第10章 雑則

(細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、評議員会の議決を経て別に定める。

附則

この規約は昭和50年5月2日から施行する。

昭和50年10月一部改訂 第5条に細則を定める

昭和52年11月一部改訂 第8条の役員数変更

昭和54年11月一部改訂 第8条副会長の増員、技術指導委員会細則、公認審判員規定

平成5年3月14日一部改訂 第6条に普及部を追加、第8条・第14条の組織指導委員を組織指導委員(アドバイザースタッフ)に変更、第19条の議長→会長に変更、登録に関する細則の第5①の会員手帳→選手登録証に変更、手帳→登録証に変更、同第5条③の「医師の評価を有効」→「医師の評価は次の大会から有効」に変更、国際試合に係る選手の選考要項2. 推薦条件4を削除

平成7年11月19日一部改訂 第8条、第14条に名誉会長を追加、第6条に事業部を追加、医療部をメディカル・テクニカル部に名称変更

平成12年11月12日一部改訂 第6条のメディカル・テクニカル部→クラス分け委員会に変更

平成13年3月24日一部改訂 第6条のクラス分け委員会→クラス分け部に変更

平成15年11月15日一部改訂 第9条「会長または副会長」→「会長および副会長」に訂正、第30条として不服申立の条項を追加、第30条を31条に移動、第九章「雑則」→「補則」に訂正

平成17年3月20日全面改訂 「規約」→「定款」とし、全面改訂